

新規検査、継続検査、臨時検査及び予備検査の申請 に係る審査基準及び標準処理期間

平成 6 年 8 月 29 日付け運陸二第 403 号
改正 平成 19 年 1 月 15 日付け府運車安第 651 号

新規検査、継続検査、臨時検査及び予備検査においては、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、道路運送車両法の保安基準の規定によるほか、次によるものとする。

1. 新規検査、予備検査

(1) 審査基準

「自動車検査業務等実施要領について」(昭和 36 年 1 月 25 日付け自車第 880 号)

(2) 標準処理期間

原則として、1 日とする。ただし、完成検査終了証の提出があった自動車、「自動車型式認証実施要領について」(平成 10 年 1 月 12 日付け自審第 1252 号の 4) により運輸大臣から審査結果及び資料の送付された自動車、「輸入自動車特別取扱制度について」(平成 10 年 1 月 12 日付け自審第 1255 号) による輸入車特別取扱自動車届出済書等の資料の提出があった自動車、「改造自動車等の取扱いについて」(平成 7 年 1 月 21 日付け自技第 239 号) による改造自動車等審査結果通知書又はその写し及び添付資料の提出があった自動車以外の自動車については、検査に必要な資料の提出があってから 1 ヶ月とする。

2. 継続検査、臨時検査

(1) 審査基準

「自動車検査業務等実施要領について」(昭和 36 年 1 月 25 日付け自車第 880 号)

(2) 標準処理期間

原則として、1 日とする。

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に係る処分基準について（検査関係）

平成 6 年 9 月 30 日付け運陸二第 461 号
改正 平成 19 年 1 月 15 日付け府運車安第 651 号

I. 道路運送車両法関連の申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

各処分においては、道路運送車両法（以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則、道路運送車両法の保安基準（以下「保安基準」という。）の規定によるほか、次によるものとする。

1. 車台番号等の打刻の塗まつ等の許可（法第 31 条）

(1) 審査基準

法令上において明確に規定されているため、設定の必要なし。

(2) 標準処理期間

原則として、1 日とする。ただし、許可を受けようとする理由に疑義が生じた場合は、調査に要する期間が必要であることから、この限りではない。

2. 自動車検査証の記載事項の変更記入（法第 67 条第 1 項）

(1) 審査基準

法令上において明確に規定されているため、設定の必要なし。

(2) 標準処理期間

原則として、1 日とする。

3. 自動車予備検査証の交付を受けた自動車に対する自動車検査証の交付（法第 71 条第 4 項）

(1) 審査基準

法令上において明確に規定されているため、設定の必要なし。

(2) 標準処理期間

原則として、1 日とする。

4. 自動車予備検査証の交付に係る自動車の臨時検査（法第 71 条第 7 項）

(1) 審査基準

「自動車検査業務等実施要領について」（昭和 36 年 1 月 25 日付け自車第 880 号）

(2) 標準処理期間

原則として、1 日とする。

5. 自動車予備検査証の記載事項の変更記入（法第71条第8項）

(1) 審査基準

法令上において明確に規定されているため設定の必要なし。

(2) 標準処理期間

原則として、1日とする。

6. 前面ガラスへの貼付の指定（保安基準第29条第4項第7号）

(1) 審査基準

「自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領」（平成6年9月30日付け運陸二第460号）

(2) 標準処理期間

原則として、1ヶ月とする。

7. 保安基準の緩和の認定（保安基準第55条）

(1) 審査基準

「基準緩和自動車の認定要領について」（平成9年9月30日付け運陸二第525号）

(2) 標準処理期間

原則として、1ヶ月とする。

II. 道路運送車両法関連の不利益処分に係る処分基準

各処分においては、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、道路運送車両法の保安基準の規定によるほか、次によるものとする。

1. 車台番号等の打刻命令等（法第32条）

(1) 処分基準

法令上において明確に規定されているため設定の必要なし。

(2) 聴聞及び弁明の機会の付与

行政手続法第13条第2項第1号により、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため聴聞及び弁明の機会の付与については適用除外である。

2. 構造等変更検査の受検命令（法第67条第3項）

(1) 処分基準

法令上において明確に規定されているため設定の必要なし。

(2) 聴聞及び弁明の機会の付与

行政手続法第13条第2項第1号により、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため聴聞及び弁明の機会の付与については適用除外である。

なお、構造等変更検査の審査基準は、「自動車検査業務等実施要領について」（昭和36年11月25日付け自車第880号）によることとし、標準処理期間については、「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第239号）による改造自動車等審査結果通知書又はその写し及び添付資料の提出があった自動車は原則として1日、それ以外の自動車については検査に必要な資料の提出があつてから1ヶ月とする。

3. 保安基準の緩和の認定の取消し（保安基準第55条）

(1) 処分基準

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成9年9月30日付け運陸二第526号）による。ただし、非公開とする。

(2) 聴聞及び弁明の機会の付与

運輸省聴聞手続規則に則り聴聞を行う。

検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の型式認定等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について

平成 6 年 9 月 30 日付け運陸二第 462 号
改正 平成 19 年 1 月 15 日付け府運車安第 651 号

各処分においては、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）、道路運送車両法の保安基準の規定によるほか、次によるものとする。

1. 検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の型式認定（施行規則第 62 条の 3 第 1 項）

（1）審査基準

- ① 「自動車型式認証実施要領について」（平成 10 年 1 月 12 日付け自審第 1252 号の 4）
- ② 「新型自動車の試験方法について」（昭和 46 年 10 月 20 日付け自車第 669 号）

（2）標準処理期間

原則として、2 ヶ月とする。

2. 原動機付自転車用原動機の型式認定（施行規則第 67 条第 9 項）

（1）審査基準

- 「自動車型式認証実施要領について」（平成 10 年 1 月 12 日付け自審第 1252 号の 4）

（2）標準処理期間

原則として、2 ヶ月とする。

道路運送車両法及び関係政省令における登録関係の 許認可等処分事案の処理方針について

平成 6 年 9 月 29 日付け運陸二第 452 号
改正 平成 19 年 1 月 15 日付け府運車安第 651 号

行政手続法の施行に伴い、沖縄総合事務局長、沖縄総合事務局陸運事務所長、沖縄総合事務局宮古運輸事務所長及び沖縄総合事務局八重山運輸事務所長権限に係る道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係政省令における登録関係の許認可等についての審査基準及び標準処理期間は、次によるものとする。

I. 申請に対する処分

1. 自動車登録番号標交付代行者の指定（法第 25 条第 1 項）

(1) 審査基準

「自動車登録番号標交付代行者の指定及び手数料の認可についての審査基準」（平成 6 年 9 月 29 日付け運陸二第 453 号）

(2) 標準処理期間

1 ヶ月以内

2. 自動車登録番号標交付代行者の自動車登録番号標の交付手数料の認可（法第 27 条第 1 項）

(1) 審査基準

「自動車登録番号標交付代行者の指定及び手数料の認可についての審査基準」（平成 6 年 9 月 29 日付け運陸二第 453 号）

(2) 標準処理期間

1 ヶ月以内

3. 臨時運行の許可（法第 34 条第 2 項）

(1) 審査基準

「自動車の臨時運行許可業務取扱要領」（平成 15 年 6 月 13 日付け府陸事登第 225 号の 2）第 3 条（許可申請）及び第 5 条（許可基準）

(2) 標準処理期間

原則として即日処理

4. 回送運行の許可（法第 36 条の 2 第 1 項）

(1) 審査基準

「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」（平成 18 年 3 月 1 日付け府運車安第 132 号）第 6 条（許可）第 1 項

(2) 標準処理期間

1ヶ月以内

5. 回送運行許可証の交付（法第36条の2第3項）

(1) 審査基準

「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」（平成18年3月1日付け府運車安第132号）第16条（許可証の交付等）第1項

(2) 標準処理期間

一週間以内

6. 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の臨時運行の許可（法第73条第2項）

(1) 審査基準

「自動車の臨時運行許可業務取扱要領」（平成15年6月13日付け府陸事登第225号の2）第3条（許可申請）及び第5条（許可基準）

(2) 標準処理期間

原則として即日処理

7. 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の回送運行の許可（法第73条第2項）

(1) 審査基準

「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」（平成18年3月1日付け府運車安第132号）第6条（許可）第1項

(2) 標準処理期間

1ヶ月以内

8. 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の回送運行許可証の交付（法第73条第2項）

(1) 審査基準

「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」（平成18年3月1日付け府運車安第132号）第16条（許可証の交付等）第1項

(2) 標準処理期間

一週間以内

9. 事業場の位置の変更等の承認（自動車登録番号標交付代行者規則第10条第1項）

(1) 審査基準

法令上において明確に規定されているため、設定の必要なし。

(2) 標準処理期間

1ヶ月以内

10. 自動車登録証書の交付（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第5条第1項）

(1) 審査基準

法令上において明確に規定されているため、設定の必要なし。

(2) 標準処理期間

原則として即日処理

11. 原動機付自転車の登録証書の交付（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第5条第2項）

(1) 審査基準

法令上において明確に規定されているため、設定の必要なし。

(2) 標準処理期間

原則として即日処理

12. 被災自動車に係る納付税額の確認（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の5第1項）

(1) 審査基準

「被災自動車に係る納付税額の確認についての審査基準」（平成6年9月29日付け運陸二第454号）

(2) 標準処理期間

原則として即日処理

II. 不利益処分

1. 回送運行の許可の取消等（弁明・聴聞相当処分）（法第36条の2第7項、第73条第2項）

＜審査基準＞

「回送運行の許可を受けた者に対する行政処分基準」（昭和58年3月7日付け運陸二第82号）による。ただし、非公開とする。

2. 回送運行の許可の取消等の命令における再交付制限（弁明相当処分）（法第36条の2第9項及び第10項、第73条第2項）

＜審査基準＞

「回送運行の許可を受けた者に対する行政処分基準」（昭和58年3月7日付け運陸二第82号）による。ただし、非公開とする。